

第2 1 警報設備

(危政令第2 1条)

1 自動火災報知設備

危省令によるほか、別添第6－2「警報設備に関する運用指針」の1による。

2 非常ベル装置、拡声装置、警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、施行令第24条第4項及び施行規則第25条の2第2項の基準の例により設ける。